

## 平成18年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成18年6月12日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会派代表質問
- 4 番 阿部寿一議員
1. 福祉行政について
    - (1) 障害者の雇用対策について
  2. 未利用市有地の対策について
    - (1) 都市公園の整備はどうか
  3. 公営共同霊園の整備について
- 日程第 2 議案第63号の質疑
- 日程第 3 議案第64号～議案第74号の質疑

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君	西那須野 支所長	八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は32名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会派代表質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、会派代表質問を行います。  
発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 阿 部 寿 一 君

- 議長（高久武男君） 清流会、4番、阿部寿一君。  
〔4番 阿部寿一君登壇〕  
○4番（阿部寿一君） 皆さんおはようございます。会派内のお許しをいただきましたので、私が会派の代表質問をさせていただくわけですが、会派結成後初めての代表質問ということで、その前に少々、清流会のPRをさせていただきたいと存じます。昨年4月に合併初の市議会の改選がございまして、その後それぞれに会派が結成されたわけではありますが、1年余りが経過し、議会の状況や各議員の状況等もある程度相互理解が進む中で、今回新たな会派を結成するという共通認識の

もとに清流会が結成をされました。当然市議会の会派でありますから、特定の政治家に偏ったり、特定の団体に偏ることなく、広く視野を広げ、常に市民の立場に軸足を置いて、市民の負託にこたえることができるよう、互いに議員としての資質を向上させ、交渉団体としての機能を高め、もって市政発展にいささかなりとも寄与できるよう取り組んでまいり所存でございますので、何とぞよろしく願いを申し上げます。

会派のPRはこのくらいにいたしたいと思いついて、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、福祉行政の（1）障害者の雇用対策についてお伺いをいたします。

本年4月から障害者自立支援法が施行されましたが、その概要につきましては障害者の地域生活と就労を勧め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設され、自立支援給付の対象者、内容、手続等地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の策定、費用の負担等を定めることなどが主な内容となっております。

また、この障害者自立支援法に呼応する形で障害者の雇用の促進に関する法律も改正がされ、同じく本年4月より施行されております。改正内容は、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策等の有機的な連携が主なものであります。

以上のように、法律が改正され、障害者の雇用、就労に対し今後より一層の対応が望まれるところであります。市民の中には不幸にして身体、知的、精神に障害を受け、生活をする上で非常にハンディを持ちながらも、懸命に頑張っている方々がおられます。

そこで、本市において1点目の就労可能な障害者数と、そのうちどのくらいの方が就業しているのか、その実態についてお伺いをいたします。

次に、2点目の法定雇用率についてでございますが、障害者の雇用の促進に関する法律では、従業員数56名以上の一般民間企業の場合1.8%、国、地方公共団体の場合は2.1%となっております。

本市は、この法定雇用率を達成しているのかどうかお伺いをいたします。

次に、3点目といたしまして、市内の企業等における雇用状況の実態についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、障害者の雇用に関して市と雇用協会とのかかわりはどのようになっているのか。また、雇用の奨励や指導に関してはどのように行っているのかお伺いをいたします。

5点目といたしまして、障害者が直接企業等に就労する場合以外で、在宅で就業するケースもあるわけでございますが、その実態は把握されているのか、どうか。また、その在宅就業についてはどのように支援するのかについてお伺いをいたします。

次に、未利用市有地の対策についてお尋ねをいたします。

市が過去において目的があって購入をした土地が、情勢の変化等により、その目的を果たせず、遊休地となっているところがありますけれども、そういった土地が現在何カ所あり、年間の償還額及び利払いについてはどの程度になるのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、その未利用市有地の処分や利活用を含めた具体的な対策をどのように図るのか伺います。

次に、対策の一つとして、(1)の都市公園の整備はどうかという点についてお伺いをいたしま

す。

都市公園等は良好な都市空間の確保、日照、通風、さらには緑地の蒸散作用等によるヒートアイランド現象などの緩和に効果が期待できるとともに、身近な立場としては安全な遊び場として、また憩いの場の提供、都市景観の形成や災害時の避難場所など、さまざまな機能を有しております。

遊休地の中に、公園として利活用が可能な物件があれば、検討すべきと考えます。

そこで、1点目として、国の長期目標が1人当たり20㎡の達成を目指しておりますけれども、本市はどの程度になるのかお伺いをいたします。

2点目として、新たに都市公園の整備計画があるかという点についてお伺いをいたします。

3点目は、民間の開発行為等により、市が受け入れた公園の維持管理について、現在どのように対応しているのかお伺いをいたします。

次に、3番目の質問でございますが、公営共同霊園の整備についてお伺いをいたします。

西那須野地区や塩原地区においては、合併以前から公営墓地を整備しております。しかしながら、黒磯地区においては公営の墓地はなく、寺社や各地区の共同墓地の状況があるわけですが、その内容から見て、希望しても墓地を持ってない世帯が約5,000世帯あると言われております。本格的な高齢社会の到来や、本市に移住される方々のためにも、黒磯地区に無宗教、無宗派の公営の共同霊園が必要と思われませんが、整備に対する市の考えをお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

4番、清流会、阿部寿一議員の会派代表質問にお答えをいたします。

1番目の福祉行政、障害者の雇用対策について順次お答えをいたします。

①の就業可能な障害者数と就業の実態についてからお答えをいたします。

本市の障害者数は平成18年4月1日現在で身体障害者が3,596人、知的障害者が549人、通院公費負担を受けている精神障害者が722人となっておりますが、年齢や障害の種別、障害程度等はさまざまであります。

このうち、障害種別によっては、または軽度の方については一般の会社や工場などで就労されているものと考えております。

従業員56人以上の事業所を対象とした障害者雇用状況調査によれば、本市では調査の対象となる26事業所に52人の障害者が就労いたしておりますが、そのうち身体障害者が43人、知的及び精神障害者が9人となっており、障害種別の面から一般就労を考えてみますと、知的障害者と精神障害者が身体障害者に対しまして、極端に少ない現状と思われれます。

一方、市内の4カ所の通所授産施設、2カ所の小規模通所授産施設及び2カ所の作業所に通っている、いわゆる福祉的就労者は109人で、そのほとんどが知的障害者であります。また、本市から県内の授産施設に入所している知的障害者も6人となっております。

次に、②の市の法定雇用率の達成状況についてであります。6月1日時点で、教育委員会は、法定雇用率2.0%のところ2.4%と達成をしておりますが、市長部局におきましては、法定雇用率2.1%のところ1.5%と未達成となっております。このため、昨年に引き続き、職員採用試験において身体障害者を対象とした募集を実施することと

いたしております。

次に、③の市内企業の雇用状況についてお答えをいたします。

企業における障害者の雇用状況につきましては、国の機関であります栃木労働局が毎年県内企業を対象に調査を実施し、平成17年度的那須塩原市の状況は次のとおりとなっております。

市内において障害者を1人以上雇用すべき事業所は26事業所で、雇用されている障害者の数は52名となっており、雇用率は黒磯地域が1.11%、西那須野地域が0.75%、塩原地域が1.47%となっております。

次に、④の市と雇用協会のかかわり、雇用の奨励や指導はどのように行っているかについて、お答えをいたします。

雇用協会は、公共職業安定所の管轄区域ごとに設置され、区域外の自治体、教育委員会、事業所、学校、商工会及び公共職業安定所で構成をされておりまして、那須塩原市は黒磯地区雇用協会及び大田原地区雇用協会に所属をいたしております。

協会の目的は、地域の産業に必要な労働力の確保並びに、職業安定行政の円滑な業務推進に協力し、新規学卒者や一般の就職希望者に加え、高齢者、障害者などの地元産業への雇用促進事業や、情報提供などの事業を行っております。障害者の雇用に関する事業としては、県北地区の合同就職面接会や、障害者関係施設の紹介、作品展示のイベントなど関係機関と連携をして、実施をいたしております。

次に、⑤の在宅等で就業する障害者への支援はどのことですが、既に一般就労されている方についての雇用に関する支援はありませんが、在宅あるいは現在福祉的就労をしている障害者で、企業への雇用、または在宅就労を希望する方につきましては、平成18年10月から本格施行されます

障害者自立支援法に基づき、支援をしていきたいと考えております。

具体的には就労移行支援事業と就労継続支援事業の2つでありまして、就労移行支援事業は一般就労が見込まれる障害者に対し、一定期間企業等への就職を目的とした生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行うものであります。

また、就労継続支援事業は、短期間で一般就労が困難な方などを対象にして、通所授産施設等で企業への就職の準備段階としての職業的能力向上訓練等の支援を行うものであります。

本市では、障害者一人一人の希望に応じ、これらの事業を組み合わせることにより、障害者が働く意欲と能力を高め、地域で自立した生活を確立できるよう支援していきたいと考えております。

次に、2の未利用市有地の対策について、お答えをいたします。1)の未利用市有地につきましては、事業目的を持って先行取得した用地でありながら、未利用の市有地や行政財産としての目的が完了し、今後も利用計画のない未利用地ということで、いわゆる道路整備等における事業残地や、事業担当課が管理している未処分保留地等は除いてお答えをいたします。

現在保有している未利用市有地は、市全体で22件、総面積は13万612.62㎡です。主な未利用地の実態といたしましては、旧学校跡地や団地造成の代替地として購入した、面積的には広範なものから消防詰所跡地のような比較的小規模なものまで多様な内容となっております。

これらいずれの土地も取得に伴う償還金や、利子の支払い義務等については現在ございません。

次に、2)の未利用市有地の具体的な対策についてであります。地方財政法において地方公共団体の財産は、その所有の目的に応じて最も効率

的な運用をしなければならないとの基本原則が示されております。

本市といたしましても、今年度から財産管理システムを導入し、将来的に有効利用が図れない土地や、利用の予定のない市有地については売却処分を基本として、適正な財産管理を行っていきたいと考えております。

都市公園の整備についてでございますが、都市公園整備の質問にお答えをいたします。

市民1人当たりの都市公園面積につきましては、平成17年度末で13.6㎡であります。

次に、②の新たな都市公園の計画についてであります。現在太夫塚公園と北土地区画整理事業地内に近隣公園1カ所、街区公園3カ所について整備を進めているところであります。

次に、開発行為により受け入れた公園の維持管理は、基本的には市が行うこととなっておりますが、清掃や除草などにつきましては地元の利用者の皆さんにお願いをしてあるところであります。

次に、3の公営共同霊園の整備についてお答えをいたします。

まず、黒磯地区での市営墓地の整備についてお答えをいたします。

墓地経営につきましては、合併前の自治体の方針が大きく左右するところであります。西那須野地区では市営赤田霊園を保有し、今年度から2年をかけて400区画の拡張整備を計画し、黒磯地区からの利用者の誘導も考えております。

塩原地区には市営さくら公園墓地があります。ご指摘の黒磯地区につきましては、従来から宗教法人による墓地拡張等に対応することとし、この5年間に530区画を許可してまいりました。今後とも多数の世帯に墓地が不足するという予想がされますので、市民の需要見込みや宗教法人墓地の動向等の実態把握や、公設の必要性など研究課題

とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 大変失礼をいたしました。

訂正をさせていただきます。

未利用市有地の対策の中で、主な未利用地の実態といたしましては、「旧学校跡地」と申し上げましたけれども、「旧学校林」と訂正をさせていただきます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 詳細なご答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問をさせていただくわけでございますけれども、1番目の福祉行政について、特に就業可能な障害者数ということで、この規定といたしますか、どこまでをとらえているかというのが非常に難しいと思うんですが、お知らせでは身体障害者の方が3,596名、知的障害者が549名と。精神障害者が722名ということで、非常に多い数だなということとを改めて実感をしたわけでございますけれども、この中で軽度の方につきましては、一般事業所等々に勤務をされている実態があるということでございますから、それはよろしいかと思っておりますけれども、具体的にこの中で就業したいというふうに市の方に相談件数、そういったものがあるのかどうなのか、新たに就業したいんだというふうに希望されている方の数というものがどのくらいあるかという新たなニーズ、そういうものについて把握されておられるのかどうか、その点についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

人数等については把握しておりません。なかなか本人の就労希望、また、家族の理解度の関係も

あるものですから、今後その辺について必要はあるというふうには認識しておりますので、ぜひ調査等も実施したいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 直接的には、ハローワークがそういったものを率先してやるべきではないかというようなお話もあるんだろうと思いますけれども、この法律の改正によりまして、いわゆる市町村の責務というものも明確に明示をされました。したがって、過去のような取り組み状況ではいけませんよと。もう少し真剣に達成に向けて、あるいは一人でも多くの希望する方々が就労できるような状況になるように、市としても取り組むべきだという形になるんだろうと思います。

したがって、その点についてどうとらえているかということでお尋ねをしたわけでございますが、今、部長の答弁の中では、確かに家族の理解だとか、それから本人の意思と、それが家族に伝わっているかどうかということもありませんし、なかなか顕在化しないということだろうと思うんです。

そういったことが、一つネックになっているんだろうと思いますけれども、先ほどのご答弁の中で、教育委員会部局については達成率が2%のところを2.4%ということで、これは達成しているということでございます。市長部局については1.5%であると。私、合計して人数を見ていたものですから、確かに教育委員会部局と違うんですが、950人ですから、職員数が。平たく言えば、2.1%ということになると、19点幾らという人数ですから、約20人の雇用が必要だということになるわけです。

そのところから、教育委員会部局を除けば、もう少し人数は減ってくるんですけれども、採用時においては障害者を優先的に採用するというよう



な市長のご答弁もありましたが、ここのあたりをもう少し力を入れてやっていきませんか、なかなか達成が難しいのではないかというふうに思います。

特に、市の方からハローワークの方に具体的な情報を求めたり、それから、今どういった形で求職関係の状況があるかということを確認はされておりますかどうか、ちょっと確認をします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

障害者の雇用についてのハローワークと行政間の連絡でございますけれども、これにつきましては連絡はその都度行っておりますけれども、なかなか募集に対して応募の数がそれだけないというのが実情でございます。

それから、もう一点、先ほどの達成率の関係で、一言説明が足りなかった部分がありますけれども、950人という職員数から2.1%あるいは2%と数字がありますけれども、この雇用率の算定については除外率という方式がございまして、若干、即2.1%という数字じゃございませんので、それだけご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） やはり地方自治体が率先してこういった法定雇用率は達成をして、なおかつ、その上で市内の該当する企業さん、そういったところをお願いをするということでない、声高に法律の示すところを実施をしようと思っても、なかなか民間企業も協力がいただけないということになるかと思いますので、市がみずからそれを率先して早く達成をするということで、ご努力をいただきたいというふうに付言をいたしておきたいと思っております。

それから、市内の企業の雇用状況等についてで

すが、該当事業所は26事業所ということで、その中で52人が就労されておるといふことの答弁でございました。そのうち、身体障害者の方が大半を占めるわけでございますけれども、今般の改正の中でも、精神障害者の方をやはり力を入れて採用していくんだというふうに示されております。

ところが、一般的には、市民の方々の中にも同じ障害者であるにもかかわらず、知的あるいは精神障害者の部分につきましては、なかなか理解あるいは協力が得られていないということが実態だろうと思っております。

そういった面から、やはり偏見なんかもなかなかまだまだ根強く残っているようでございます。そういうことを考えますと、就労してもらうとか就職してもらうとかいう以前に、まず、この障害者に対する理解、そして、法のもとではもうそれぞれの種別ごとのものが、一括した形で一元化されておりますので、その理解をやはり市民の方々の中で深めていかなければならないと、そういう理解が深まる中では、少しでも頑張るって仕事してみようかという気持ちになるんだろうと思っております。

ご家族の方々からとってみれば、やはりどうしてもそういうもの、うちの中にいっちゃうとすれば、余り外部に、積極的に表に出すということはないのかもしれませんが、それは何かといいますと、先ほど言ったように、市民の方々の理解あるいはそういった偏見というものが、まだ依然としてあるのではないかというのが根底にあるからだろうと思っております。

したがって、そういったところを市としてもPR等に十分力を入れまして、ご理解をしていただくために活動していただきたい。その結果として、少しでも勇気を奮って、能力ある方たくさんいっちゃうわけですから、そういうものを適

切に導き出して、そして就労に結びつけるということ。特に授産施設等については、これから時間をかけて段階的に移行するという形ですので、そういうところを重点的にやはりやるべきであるというふうに思います。

特に、この26事業所の中では、知的、精神障害者が非常に少ないということで、これからの取り組みということにもなろうと思うんですが、この点についても市の方からしっかりと、やはりハローワークとの連携の中で進めていただければというふうに思っております。

次にちょっと進みますが、在宅就業に対する支援ということの中で、これも平成18年10月から正式には適用されるんだらうと思いますけれども、今、市内に4カ所ですか通所型の授産施設があるわけですが、そこで福祉的作業を行っている方が109名というお話でございました。ほかに、外部に6名ほど行っていらっしゃると。この方々につきましては、いわゆる福祉的作業でございますから軽度の作業、本当に簡単な作業、単純作業という形でございますが、今、その方々は月にどのくらいの収入があるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

最高賃金ですと月額10万を超える方もおります。最低ですと18円といったところは、ちょっと金額的に問題ですが、通所授産施設で平均、高いところで2万2,000円、若干低いところで8,000円台のところがあります。大体そのような状況です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） わかりました。

福祉的作業ということですので、本格的な就労ではございませんから、なかなかその域まで達しないということは十分理解はできます。ただ、

目指す方向として、いわゆる障害者の自立ということを考えますと、やはり月8,000円あるいは2万2,000円となりますと、一部補助があるだろうというふうなお考えはあるかと思いますが、それはそれとして、やはり自分が社会の中で必要とされていると、あるいは自分もやればできるんだという自信をつけるという意味で、そういうことからすれば、やはりこの辺が一つ問題になってくるのかなという感じがいたします。

したがって、これから、いわゆる就労移行支援事業、これを例えば福祉的作業から、今度はいろいろなニーズに合わせた形で仕事の種類、そういったものを少しずつ、多分試行的に導入するんだらうと思います。その中で適応能力があるのかどうかということもチェックをしながら、訓練をしていくというか、なれていくと。そういう中でスキルアップができた段階で、一般の事業所あるいはそういったところに類似したところに移行ができるかどうかということになるんだらうと思いますけれども。

そこで、ちょっとお尋ねをいたしますけれども、通所授産施設等ではこの10月のスタートに向けて、果たして、現場の中で就労移行支援のための具体的に取り組む内容というものが検討されておられるのかどうかかなのか。もしありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

現時点では授産施設で受け入れを希望といたしますか、そこまではまだ行っておりません。行政サイドと、今言いました授産施設等で十分その辺は協議をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） わかりました。

まだ施行されたばかりの部分ですので、ましてや、導入が、特にこちらの移行支援事業については10月からという形に具体的にはなっていくんだろうと思いますので、わかりました。

ただ、その中で、じゃ、今これから十分協議をしていくというようなお話でございましたが、具体的にその通所施設、いわゆる授産施設に通っていらっしゃる方の中で、福祉的作業をやっている中で、この業務あるいはこの仕事というものを新たに導入する方向になると思うんですが、それらをその障害者の方とその仕事と適切に作業ができる、あるいはできない。もう少しこういったものが合うのではないかと、そういうものはどこで判断をするのでしょうか。授産施設側の方で判断をするのか、それとも、例えば、具体的に専門のそういう分析をする方がいらっしゃるのか、ちょっとその点についてお尋ねをします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

これは求人希望といえますか、企業からのどういった職種で、どういった人が欲しいということ、を今の段階ではちょっと把握しておりませんので。なおかつ、先ほど言いました2つの就労移行支援事業、それから就労継続ですか、この2つについては、移行の方は比較的可能な障害者といえますか、それよりは若干困難な方が継続の方に当てはまるのかなというふうな感じがしますが、これも企業の方から求人依頼が来ないことには、どういうふうな形で支援のプランといえますか、そういったものを立てていいのかということが、なかなかつかめないところがありますので、まず、障害者につきましては、例えばハローワークの方に求職の登録をします。それで、企業の方から求人の希望が来たときに業種的にマッチするものがあれば、それをじゃ、授産施設の方でお願いでき

るかどうかという話になってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 理解をいたしました。

それでは、5番目の最後の部分なんですが、在宅就業障害者に対する支援という中で、ちょっと視点を変えまして、市の方の市長部局については達成率が1.5%という形ですが、もう少しふやす一つの試みといたしまして、アウトソーシングではありませんけれども、在宅就業されている方に、市が直接その業務の内容を発注するという形も可能だと思うんですが、そういったことは検討されることはできますか。ちょっとその点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 福祉サイドで答えていいのかなどうか、ちょっとわかりませんが、現時点では若干そういったものは見出せないのかなというふうな感じがしております。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） できれば、市の業務というものも広範多岐にわたっております。特に在宅就業障害者の方々の中には、いわゆるパソコン関係が得意な方もいらっしゃいますし、そういう部分であれば、若干そういうものを仕事として出せるかどうかというのものもあるでしょうし、これらにつきましても、やはり少し調査をしていただいた上で、少しでも市の方から業務として発注できる内容があれば、検討をしていただきたいと思います、このように思うところでございます。

ちょっと時間もなくなってまいりますので、この障害者の雇用対策につきましては、なかなか希望があっても、即大っぴらにやりたいと、はつき

りと自信を持って表に出てくる方ばかりではございません。家にこもって、気持ちはあるけれども、なかなか表に出せないという方もいらっしゃるし、そういった中であつても能力のある方もいらっしゃるわけですから、少しでも機会を付与できるような形として、市としても真剣にひとつ取り組んでいただきたい。そうした中で仕事をすることによって、先ほども申し上げましたけれども、社会の中で自分は必要とされていると、あるいはこれだけの仕事ができたとすることで自信を持つことによって、本当の意味で自立ができる。また、そういうことをサポートすることで、本当の意味の自立支援になるだろうということでございますので、ぜひともお取り組みを強化していただきたいと、このようにお願いするところでございます。

次に進ませていただきます。

未利用市有地の対策ということでございましたが、このことにつきましては一部行財政改革大綱あるいはその中の集中行財政改革プランにも盛り込まれております。もう余り用のないもの、必要のないものについてはできるだけ処分するんだと。当然だと思います。財政改革でございますから、利用する目的のないものをいつまでも持っているというのも行政としていかなものかということがあります。

そういう中で、特に学校林跡地だとか、それから、団地の代替地として求めたもの、そういったものがわりと大きなブロックになっていると思うんですが、そういったものについては償還が進んでいると。当然償還が済んでいますから、利払いもないということでございまして、ある意味では安心をしたわけでございますけれども、いつだったですか、5月25日でしたか下野新聞に載っておりましたけれども、あれは那須烏山市でしたか、

旧烏山町のあれでしたか、3億で買った用地が、その用を足せずに時間がたってしまったらば、本当に非常に厳しい状態になって、1億で売るといふ話だったそうですけれども。しかし、1億で売りに出してもなかなか買い手がつかないという状況で、もし仮に1億で売れたとしても2億の損失ですよ。これは、あえてそういうことになることをよしとしていたわけじゃありませんけれども、やはりタイミングというものはあるんだろうと思います。3億で買った土地を1億で売ろうとしていると。

これはちょっと、民間で考えれば、はっきり言って継続不可能なような事態に陥いるということ言っても過言ではない。そういう状況が、これは報道されたところばかりではなくて、各地でそういう状況はあるのではなかろうかというふうに思います。

そこで、本市といたしまして、先ほどの説明の中で道路整備事業に伴う残地及び代替地は、その中の何%になりますか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 先ほどもお答え申し上げましたが、22件で13万612.62㎡については、いわゆる道路整備等の事業残地や未処分保留地は除いた……

〔発言する人あり〕

○総務部長（田辺 茂君） ということで、こちらでお示した数字の中には入っておりませんので、ちょっと率としてはわかりません。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） では、今、入っていない方のところのご指摘をさせていただく形なんですけど、道路築造関係で残地、そういったものもたくさんあります。恐らく、多分、市の方では担当部の方

で、その残地については隣接地主等に交渉をして、売却の方向で検討されているんだろうと思いますけれども、そういった土地については、例えば、次の都市公園のところの部分とも絡んでくるんですけども、ポケットパーク的なものですね、そういったものの利用に供せないかということになるわけです。

一番いいのは、これを処分できて、売却ができればいいわけでございますけれども、先ほどの例のようになかなか売却しようと思っても売却ができないという部分については、やはりそういった利用の方法もあるのかなという感じがいたしております。

どうしても売却ができないという部分については、むしろ何か手だてがあるのかどうなのか、その辺をちょっと、お尋ねを再度したいと思いますけれども。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） お答えいたします。

ただいまの道路買収の事業残地等につきましては、形とかそういったもの、形状等ございますので、一概には余り大きい土地はございません。そういったこともございますので、形状とか、それから周りの処分とか、できればそういった方に処分をしていきたいというふうには思っておりますけれども、形状とかそういうところの現状を見まして、ポケットパーク的に使えるものがあれば、今後の整備等については検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） わかりました。

それと、普通財産として所有している、いわゆる山林等についてはそのままということになっているんでしょうか。何かその活用について具合的

な考えというものはあるんでしょうか。現時点の中で。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今年度から財産管理システムを導入いたします。これは、概略を申し上げますと、導入しております財務会計システムの上に財産管理の面をもって、いわゆるシステムを導入いたしまして、市の普通財産あるいは先ほど申し上げました未処分の未活用の土地をどのように利用したかということを経営的に管理していくということございまして、内容としましては、所在地あるいは面積、現況地目、そのほか土地取得までの経緯あるいは土地の形状、それから、現状の利用計画あるいは処分が可能であるか、あるいは不可能であるか。そういったものを体系的に調査いたしまして、そういった中で処分を基本として、今後効率的な資産の管理をしていきたいと、こんなふう考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 財産管理システム策定の中で検討していくということでございますので、これらについては十分期待をするわけでございますけれども。布石といたしまして、いわゆるその未利用市有地ということ、あるいは遊休地ということを取り上げた背景には、この都市公園整備等についてはどうかということと、それから、後段に出てきます公営共同霊園等についても、そういったいわゆる塩漬けになっているような土地とか、1団のブロックの土地があれば、そういったところに、やはりニーズの高い事業というものに移行していけば、その有効活用が十分図られるということだろうと思って、会派の中でも論議がされたところなんでございますが、この未利用市有地の

対策については、今、申されたとおり、この財産管理システムの中で策定していくということですので、期待をしたいと思います。

それとは別に、もし有効な土地利用があればということで、再度この都市公園の部分と、それから霊園のことについて、ちょっと申し上げていきたいと思います。

都市公園の整備。整備率については1人当たり20㎡が13.6㎡ということでございます。何やらお聞きしますと、この数値目標も、もう既に終了したというような話も聞いておりますので、殊さらこの数字に私はこだわるわけではありませんけれども、特に公園の配置というものが、今度は合併しまして非常にエリアが広がるわけですから、適正な形で配分を考えていく必要があるだろうと。

とりわけ、市街地、本当に密集地のところですね、住宅密集地。こういった市街地の中に、都市公園という大きなものではなくてもポケットパーク的なものが、やはり憩いの場として必要ではないかと。旧西那須野町は合併前に施策として、もうポケットパークの整備は重点的に実施したということでございまして、市街地における都市空間や町並み空間の創出、憩いの場を提供しております。それで、お年寄りとか小さなお子さんたちが身近に利用できるようなポケットパークが点在しているということでございます。

恐らく黒磯の市街地の中には、そういったところは多分ほとんどないというふうに言っても過言ではないかと思うんですが、そういったことを考えますと、先ほどの、いわゆる事業残地なんかをうまく利用するとかということで申し上げた経緯があります。

先ほどの事業残地を利用しないということであるならば、新たにそういう方向で検討をするとい

うことになるんだろうと思いますけれども、この辺について考え方として再度お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 市街地周辺のポケットパーク等につきましては、現在ある公園等を利用するといった形で今後も進めたいというふうには思っておりますけれども、既成の、できております分譲地内にある公園とか、そういったものがございまして、そういったものの利用も、今後、検討の一つとして考えていきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 私がこれから申し上げようと思ったことを部長から先に答弁されてしまったんですが、おっしゃるとおり、民間事業者の開発行為によって受け入れた公園がたくさんあるわけでございます。これを全部整備しろなんていうことは私も申し上げるつもりは毛頭ありません。数ある受け入れた公園の中で、バランス的にこの時期にはこれを利用しようとか、この受け入れた公園を利用しようということで活用することによって、うまくそれを演出できるのかなという感じがいたしておりますので、部長の方から先に答弁していただきましたから、その分には非常に期待したいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、そのほかにちょっと公園のところの部分で、新たな公園の整備ということでは現在やっているのが太夫塚、それから北区画整理地内の近隣公園1カ所の街区公園3カ所というお話でした。

そのほかに、ちょっとここで東那須野公園についてお尋ねをしたいんですが、東那須野公園については、整備はもう完全に終了したんでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 東那須野公園につきましては、現状、大体既成したものと考えておりますが、一部、内部でトイレとかそういったものの整備をまだ今後残している状況であります。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） いろいろと植栽を施したり、我々も手伝って過去において植栽をした経緯があるんですが、大変すばらしい公園になりました。

しかし、地元の方々のお話によりますと、大変すばらしい公園に整備されたんですけども、那須広域事務組合の進入路から入りまして、左折をして、公園に入るわけですね。その途中の道路の左側に道路に沿う形で杉林がずっと連担して生い茂っているために、公園の東側にある地区、つまり沼野田和、大原間、三本木、東小屋、この辺の周辺から東那須野公園を臨もうとすると、その杉林に全部遮られて全く見えないと。しかも、その公園のいわゆる中腹の斜面には、公園の名前を植栽で文字をつくっているわけですよ、たしか。そういう形で直接その公園に行って、身近で見ると余りちょっと近過ぎて見えないという部分でありますから、ちょっと遠くから見ると、その東那須野公園という形にきれいに植栽で文字が施されていると。そういった本当にすばらしい公園になったわけですから、ひとつこの杉林を、これはもう地権者に協力していただく、購入できるか、お借りをするかわかりませんが、杉林を伐採して、いわゆる東側地区から公園を見たときにもすばらしい公園のありさまが一望できるような、そういう形でひとつやっていただきたいということも要望としてあるわけです。

景観的にも周辺の地域の憩いの場とする意味からも、この辺は十分整備をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、この辺につ

いてもちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 議員提案の区域の拡大につきましては、今後の市全体の都市公園整備の見直し等を行うことを考えておりますので、そういった中で、ちょっと研究課題とさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） ただいまの部長の答弁で理解を示したいと思います。

恐らく市長さんもあそこは学校林の跡地というか、あれで、大分小さいころ遊んだのではなかろうかなというふうに思いますし、議長も恐らくそうでしょうか。地域の方々にとっては本当にシンボリックな場所でもありますので、ぜひとも後世に大事に使っていただくためにも、もう少し利用の面から整備を検討していただければと、このように思うところでございます。

次に進みます。

もう時間もなくなってまいりました。

公営共同霊園の整備についてでございますけれども、西那須野赤田霊園につきましては2年をかけて今後400区画整備をしていくということで、特別会計の当初予算にも測量費用が200万ほど計上されておりました。この400区画ができる段階で、先ほどの答弁では黒磯地区からの誘導というふうなお話もありましたけれども、これ、私違うんじゃないかなと思います。やはり、赤田地区、要するに西那須野地区の部分で霊園ができたわけでございますから、これはもう西那須野地区のニーズだけで多分終わってしまうと思います。

それで、黒磯地区から西那須野赤田地区の方に誘導するというのではなくて、将来お墓を求めるとい立場からすれば、やはり近場であって、

お年寄りが本当に時間をかけないで通える、お墓参りができるというところに、その価値観があるわけでございまして、西那須野に400区画のやつが新たにできるからといって、黒磯から誘導するという話ではないというふうに思います。

ぜひ、これは黒磯地区に先ほどのいわゆる塩漬けの土地等々なんかもあるでしょうし、そういったものを含めれば何やらお寺の近くに土地もあるようにも聞いていますから、そういった利用ができるんだらうと思います。5年間で530区画を寺社関係で許可をしたということですが、これから仮に5年間で同数の許可をしても、全くもって足りないわけですね。加えて、今、団塊の世代がここ二、三年、四年ぐらいでどんどん退職をいたします。首都圏域からこの那須塩原地域に恐らくかなり移住されるというふうなことも予想されます。そういった新たにこちらに骨を埋めて生活をするんだという方の立場からすれば、やはりそういった公営墓地の提供というものを、これから住民のニーズということでとらえていくのが当然だというふうに思いますので、この点について再度、最後に答弁をお願いしまして、代表質問を終わりにさせていただきます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 基本的には未利用地等につきましてのご提案等もありましたので、市長答弁のように今後の研究課題とはさせていただきたいと思いますが、400区画の現況につきましては合併後、黒磯地区の方につきましても26区画実際に利用していただいております。ですから、そういう実績も踏まえて、やはり今、車社会の時代ですので、利用していただけるのではないかとということで、あくまでも400区画につきましては全市を対象にして考えているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 以上で、清流会の代表質問は終了いたしました。

以上、会派代表質問者の質問は全部終了いたしました。

会派質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎議案第63号の質疑

○議長（高久武男君） 日程第2、議案第63号を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 一般会計の補正予算で1点ほどお伺いをいたします。歳入の部分におきまして、10款3項3目の国庫委託金、これと、これに絡みまして歳出10款3項2目中学校教育振興費の歳出についてをお伺いいたします。

これにつきまして、歳入におきましては73万9,000円の歳入でございます。歳出につきましては71万1,000円と2万8,000円の差がございます。予算書の方でいきますと財源内訳の中では、2万



8,000円につきましては一般財源の減額というような形をとっておりますが、節の方の説明におきましては減額する項目、これについては載っておりません。ということは、この4つの節の中で、もともとこの事業に対して該当するものがあって、2万8,000円の一般財源を減額にしたのかどうかということで、お伺いをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

歳入の方で73万9,000円、支出の方で71万1,000円と、2万8,000円の差がございます。この点につきましては、以前の全協でもお話し申し上げましたけれども、2万8,000円、旅費がいわゆる短期的に間に合わないというものがあまして、これを先行で使わせていただくという形の中で、予備費を使わせていただいた、こういう経過がございます。

そういうことで、今回歳入は73万9,000円を見ておりますけれども、実際の補正額としては71万1,000円になったと、こういう事情でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、補正のところでは1点だけお聞きいたします。

東庁舎の緊急安全対策として、アスベストの除去ということが今回わざわざ補正で入っているわけですが、緊急性があるということで、今どこの市町村でもアスベストの除去ということで、学校とかそういうところをまず優先に緊急ということで行っていると思います。

それで、アスベストの除去って、その辺のところにはただ除去して埋めればよいということではなくて、アスベストを安全に処理するということが必要だということで処理をするところが、私も3

年ほど前に、アスベスト問題の世界大会が東京で開催されたときの事務局の方を黒磯地内にあるサンククリーンに案内したことがあるんですけども、そのときに、サンククリーンを見たい。それで、アスベストの世界大会のところで日本の処理の実態を展示したいのということで、サンククリーンさんの方をお願いをして、見せていただいたときに聞いたんですけども、北関東ではサンククリーンしか処理できる場所がないということと、あとサンククリーンさん自体がそんなに大量に処理ができるという機能は持っていないということを聞いたんですけども、この除去ということですから、最終的に安全な処理がされるというところまで確認をしないといけないというふうに思いますので、そういう見通しが立った上で、除去作業をさせるんだったらいいんですけども、そういう見通しが立たないまま急いで除去をするということだったら、飛散防止対策をとっておいてやった方がいいという考え方で、急いで除去しないという方向の行政、企業とかも民間でもそうですけれども、という考え方だというふうに私は思っていたんですけども、今回緊急性があるというところで、この続けて書いてある雨漏り対策と一緒にやりたいからということになるから、ということで緊急ってついたのか、その辺のところ。

もし、処理をしてもらうところでは、最終的な安全な最終処理までが確認できるようなところに発注をするという見通しがあるのかどうか、その辺のところだけ確認させてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

アスベスト使用の公共施設としては、文化会館、それから、庁舎の東館ということで前にご説明申し上げましたが、応急措置といたしまして両施設とも昨年中に囲い込み工事を実施してございます。

今年度、完全な処理をするということでございますけれども、国の方に補助の要望をしております。それで、文化会館につきましては、その塗装の材料としてひる石という塗装剤を使っているということで、これは補助の対象外ということで、当初予算の中で予算化をさせていただきました。東館についてはその材料がロックウールを使用しているということで、これは補助対象になるということで、補助の採択状況を見て要求しようということで当初予算計上を見送って、補正で対応をお願いしようという考えで今まで参りました。

今回、補助の内示がありましたので、これまで車庫という特殊性あるいはそういったことでの状況を踏まえて、措置を抑えてまいりましたが、補助の決定があった、内示があったということでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私はお金があるかないかとかという心配よりも、どこの自治体でも急いでこれは処理したいということで、最終的な処理、安全な最終で無害化するまでの処理ができる施設が少ないので、お金はあってもできないで困っているんだということの方を聞いていたものですから、私はお金の問題が心配で聞いたわけではなくて、予算がついたからやりたいというのは私が心配していることではないので、無害になる、そういう施設がちゃんとあって、そういうのを請け負って、そういうものがちゃんと最終的に無害化するまでのところがあるかどうかという部分の見通しが立って、これをやることに決めたのかどうかという、その確認をしたかっただけですので、それだけ聞かせてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 失礼いたしました。

先ほど、議員の方からご紹介がありました北関東ではサンクリーンという会社が唯一の業者であるという。正直申し上げまして、その業者の実態まではすべて把握しておりませんが、アスベストの永久処理の実施をお願いしても、大変業者が忙しくて、また数が少ないということで、発注してもなかなか事業を実施するまでに時間がかかるということも聞いております。そういったことで、お尋ねの業者については、これから所管課の中で業者選考を踏まえていく経過もございまして、そういうことでなるべく早い緊急をもって補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、那須塩原市では産廃の問題とかということで大きな課題を抱えておりますので、昔、黒磯の一般廃棄物の最終処分場の近くの安定型の処分場のところにアスベストを含んだ物が一緒に埋められているんじゃないかということで、地元の人もすごく心配していた時期があったんです。

昔は本当に建築廃材の中でアスベストが含まれているけれども、少量だとかということで安定型の処分場に紛れ込んでいるというようなことで、全国いろいろなところでやはりアスベストの問題なんかも起きていますので、行政がやる処分場のところに最終的にそこまでの確認が、無害化するまでのところの確認がきちんをとれるところに発注するという、緊急性があってもいいかげんな処理はできないというふうに思いますので、補助がついたので予算化しておくということだけなんでしょうから、ぜひ、そちらの方を重点的に気をつけて執行していただきたいなというふうに思いますので。

以上です。

○議長（高久武男君） 他にございませんか。

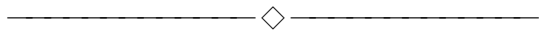
〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 他にないようですので、議案第63号に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。



#### ◎議案第64号～議案第74号の

#### 質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、議案第64号から議案第74号までの11議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

22番、相馬司君。

○22番（相馬 司君） では、質疑いたしますけれども、議案書の4ページの議案第65号についてお伺いいたします。

下段の下から2行目に「動植物実態調査委員」を「動植物調査研究会委員」に改めると書いてあるんですが、これにつきまして5点ほどお伺いしたいと思うんですけれども。

1点目といたしましては、この実態調査委員から研究会という会に、どのような意味があつて会とするのか、一つお聞きします。

2点目に、どのような研究会の職務内容というんですか、内容かお伺いいたします。

3点目に、この委員会は何名で構成するのかということですが。

4点目に、だれがこの委員を任命、それから委嘱をするのかお伺いしたいと思いますが。

それと、5点目といたしまして、定例会の資料の5ページの表を見ますと、日額が7,400円とありますけれども、年間の予算はどのぐらい計上しているのか、これについて。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的には提案理由のときにもご説明いたしましたが、現在登載されている「調査員」というところなんです、この名称が単純に誤って現組織の名称じゃなかったと、合併時に例規のすり合わせをしたんですが、そのときのチェックミスだというふうなことでありました。大変申しわけなかったことであります。

それで、正しい現在の名称に変更したということでありまして、活動内容等は一切位置づけも変わっておりません。

それから、何名ということなんです、17名で活動をしていただいております。

それから、構成メンバーは市長がお願いをするわけですが、大学で研究している方を初め、在野にいてその方面で活躍している方等にもお願いをしております。それから、予算につきましては、予算資料を持ってきておりませんので、現在のところわかりませんので、後ほどお答えをさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 22番、相馬司君。

○22番（相馬 司君） 再度、今の質問のお答えに対してまた質問いたしますけれども、今の予算がちょっと答弁いただけなかったんですが、仕事の内容の説明、私、不勉強で半分ぐらいしかわかっておりませんが、仕事の内容から見ると、動植物に対しては広域で多分600万円になる。そ

の動植物についての調査を宇都宮の業者に依頼してやっているわけでごさいます、そのほかに林務部では動物だけでなく、保護員などを設置して、やはり有給で、費用でやっているわけです。

それから、今度蛇尾川にできるごみ焼却場では1,200万ほどの動物の調査などをやって、またこの事業をやっているわけだ。このように、何か見ますと、4つの各種団体で同じようなこと、類似することが実はあると思うんですが、極端に言うと1匹の鷹を4つの団体で見ているというような、解釈しようによってはできますので、こういった会をもう少し経費削減のために横の連絡をとって、お互いに連絡し合って、もっと経費削減ができないかということをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） まず、予算につきましては、当初予算では104万6,000円を計上してございます。あと、今の予算、広域も含めているところなど調査しているのではないかとご指摘かと思いますが、ちょっと広域の内容が具体的には把握できておりませんが、私の聞き及んでいる知識からいけば、例えば、第2期工事、ごみ処理の工事関係につきまして生活環境影響評価の調査等をやっています。そのときに、貴重な動植物関係があるか、いないか。また、どういう状態でののか。どういう対策をすれば保全ができるのかというような調査をしていただいている、そういう内容も当然あります。

現在那須塩原市の方で活動していただいている生活環境部の方は、現在の18年、19年度で環境基本計画の策定をすることになっております。現在あるのは、黒磯市でつくった環境基本計画がありますが、これを土台として、大変立派な計画でございますので、これをまた土台にして、那須塩原

市全体に広げた計画策定ということで、現在西那須野地域、それから塩原地域の動植物の調査等も実際やっていただいています。

それで、その方たちも多分、広域等の調査にも同じメンバーも絡んでいるかと思えます。専門家としてですね。この我々の方の研究会として行っているということではなくて、個別に頼まれている方もいらっしゃると思えます。

そういう情報はお互い共有化は当然できますので、十分に西那須野、塩原の調査にも反映できてくるでしょうし、広域の部分は塩原地域、あそこは塩原地区になりますので、そういう内容も当然把握をして、実態を明快にとらえていきたい。それで、環境基本計画においては貴重な動植物等を保全するというのも明確にうたわれておりますので、そういうところに反映をさせて、実行計画の中でも活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 議案書の12ページ、議案第73号についてご質問をいたします。

普通財産の貸し付けについてということですが、提案理由で説明を伺いました。国から市の方に移譲を受け、市が貸し付けるという説明を受けたわけですが、この施設に対する建設費用、これは国がお金を出して施設並びに設備を建設したと思うんですけども、この費用がどのぐらいにかかったか。また、市の財産、資産になっていると思うんですけども、財産としてどのように市の方に繰り入れ、扱うか。

それと、無償貸し付けですので契約内容として貸し付けた設備、特に攪拌施設とか曝気槽とか、

そういったものがあるわけですが、それらのメンテナンス、故障が発生したり補修が出てきたような場合のメンテナンスの費用、こちらはどかが払うというか、費用を立てかえるかと。

あとは始まったばかりなんですけれども、いずれ20年後、30年後には使用しなくなった場合の返還時の機械の取り外しや、堆肥舎そういった各施設の解体する場合の費用、こういったものはどちらが負担するか、その辺の契約内容も含めてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答えをいたします。

初めに、この事業の内容から若干説明しないとご理解いただけない面もあるものですから、一応この事業につきましては、平成12年から17年度にかけてまして、事業主体につきましては、国の機構であります財団法人畜産環境整備機構が事業主体でこの事業を実施しております。この事業名につきましては簡易低コスト家畜排せつ物処理施設開発普及促進事業の実証試験ということで、この事業を実施しております。

それで、この実証試験を実施するに当たりまして、議案書に載っておりますこの2戸の畜産農家が、この施設の事業に対しての提供をしている農家になっております。

それで、この2戸につきましては、1番の、ここにある関谷光夫さんという方につきましては、圃場面積が若干少ないという形で、ふん尿は乾燥して、一部外へ出すというような方なものですから、ここにあります乾燥発酵処理施設という事業で実証試験をやっています。

その下の相馬勝義さんという方につきましては、自分の飼養頭数イコール自分の圃場がそれなりの

広いのを持っているものですから、曝気をして圃場に散布するというような2つの実験施設をやったものでございます。

それで、この費用につきましては、関谷光夫さんの方が約1,700万、相馬勝義さんのが約1,400万ほどの事業費で、これはあくまでも全部畜産機構の方で事業費は出しております。

それで、当初、この事業が始まった段階においては、事業終了後につきましては畜産機構から協力者の畜産農家へ無償で譲渡するという経過で進めてきたわけなんですけれども、この補助金の出資元であります財団法人全国競馬振興会というのがあるんですけれども、そこから補助金の方の出資元が出ているものですから、そちらの方から直接個人ではまずいというクレームがつきまして、それで、市の方が無償で譲渡を受けまして、この施設の残存期間が一応5年ということになっているものですから、この施設の最終の回収年度が16年3月になっておりますので、21年3月まで市の方でこの2戸に無償で貸し付けをいたしまして、それが過ぎれば、無償で譲渡するという計画になっております。

市の方としては普通財産としてこの機構から無償で譲渡を受けておりますので、普通財産の取り扱いとしております。

ですから、解体云々についてはそのようなものですから、ありませんので。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 内容等、理解できました。

21年3月、5年後には個人の方の持ち物になるということなんですけれども、その際、ちょっと私も勉強不足かとは思うんですけれども、固定資産として個人の所有となって、固定資産等の課税等はどのような扱いになるか、お聞かせください。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） まず最初に、答弁漏れがありまして、この貸し付け期間のメンテナンス費用につきましては、あくまでも畜産農家が費用を負担すると。

それで、税金につきましても市の財産を貸している期間については本人の物になっておりませんので、固定資産の方はかからないと。

〔「5年後は」と言う人あり〕

○産業観光部長（田代 仁君） 最終的に、21年3月からは個人の施設、財産になりますので、固定資産の方はかかると思います。

以上でございます。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第64号から議案第74号までの11議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。



#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時40分